

ソーシャルメディアにおける群馬大学公式アカウントの運用について

平成 29 年 10 月 31 日

群馬大学広報本部

1 趣旨

ソーシャルメディアにおける群馬大学公式アカウントの運用について「群馬大学教職員及び学生のソーシャルメディア利用に係るガイドライン」(平成 28 年 4 月 1 日策定)5 に基づき、必要な事項を定める。

2 定義

定義公式アカウントとは、各学部等が、その組織名で発言・投稿するアカウントで、群馬大学広報本部（以下、広報本部）からアカウント設置の許可を得たものを指す。

3 運用

運用に当たっては、「群馬大学情報セキュリティポリシー」及び以下のことを遵守すること。なお、これらの事項について遵守されない場合には、広報本部長から警告を行う。

- (1) アカウント設置に当たっては、アカウント管理責任者を 1 名置き、その管理に当たること。
- (2) 公式アカウントの新規設置を希望する場合は、別紙様式 1 の「ソーシャルメディアアカウント設置申請書」によりアカウント管理責任者が広報本部へ申請を行うこと。
- (3) アカウント管理責任者は、管理するアカウントに付随するパスワードの管理を適切に行うこと。
- (4) アカウント管理責任者は、2 名以上の更新担当者を指名し、情報発信の継続性を維持すること。なお、アカウント管理責任者は、自らを更新担当者の 1 人として指名することができるものとする。
- (5) 情報を発信する際は、「群馬大学教職員及び学生のソーシャルメディア利用に係るガイドライン」を遵守すること。
- (6) 更新頻度については、6 ヶ月以上の期間更新が滞ることのないよう心がけること。
- (7) 原則情報の発信のみに使用すること。ただし、他アカウントとの情報交換や交流を目的として設置した公式アカウントにおいては、この限りでない。
- (8) 群馬大学が運営するサイト以外の、外部サイトへリンクする場合は、正規ウェブサイトのみとし、不正ウェブサイトへのリンクを禁止する。
- (9) アカウントのプロフィール覧には、以下の点を記載すること
 - ・公式アカウントであること
 - ・群馬大学教職員及び学生のソーシャルメディア利用に係るガイドラインへのリンク
 - ・情報発信のみに使用し、他アカウントとの交流は行わないこと(他アカウントとの情報交換や交流を目的として設置した公式アカウントを除く。)
 - ・組織で管理しているウェブサイトへのリンク
- (10) アカウント設置時に提出した「ソーシャルメディアアカウント設置申請書」の内容

に変更が生じた場合や、廃止を希望する場合は、別紙様式2の「ソーシャルメディアアカウント変更・廃止申請書」により広報本部へ申請を行うこと。

4 周知

公式アカウントは、群馬大学公式ホームページで公表する。

5 公式アカウントによるトラブルへの対応

(1) ソーシャルメディア上では、様々なトラブルが発生することが想定されることから無用なトラブルを発生させないよう、日頃の情報発信には細心の注意を払うこと。

○トラブルの例

- ・炎上：自己の投稿に対し批判や苦情が殺到し、收拾が付かなくなる状態のこと。
- ・なりすまし：他の使用者のふりをして、インターネット上のサービスを使用すること。
- ・アカウント乗っ取り：第三者が不正にログインし、偽の情報を発信するなどの不正行為を行うこと。

(2) 公式アカウントにおいて、トラブルなどが発生した場合は、以下の手順で迅速に対応すること。

- ① アカウント管理責任者及び更新担当者は、事件の発生を確認次第、広報本部へ報告。
- ② アカウント管理責任者は、状況に応じて当該アカウントの使用を即座に中止することに努める。
- ③ 広報本部はアカウント管理者（更新管理者）及びソーシャルメディア運用者、関係機関と連携の上、対処方法を理事（総務・財務担当）へ報告し、対処を決定する。
- ④ アカウント管理責任者及び更新担当者において対処

(注) 本運用は、平成28年4月1日から施行する。